



# 石川県公報

平成21年2月17日

第12160号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

<b>告 示</b>		<b>公 告</b>	
○七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (地方課)	1	○保安林の指定 (同)	4
○金沢市の区域内の町及び字の区域並びに町の変更並びに字の区域の廃止の届出 (同)	1	○県有財産売却入札公告 (管財課)	5
○七尾市の区域内の町及び字の区域の変更の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	6
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 (環境政策課)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	6
○保安林の指定予定 (森林管理課)	3	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8
		<b>公安委員会</b>	
		○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	9

## 告 示

### 石川県告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成21年2月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
大田町111部40、41、43、46、48の各地先公有水面埋立地	7,169.57㎡
大田町111部43の地先公有水面埋立地	
大田町111部45の地先公有水面埋立地	

### 石川県告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、金沢市長から次のとおり同市の区域内の町及び字の区域並びに町の変更並びに字の区域を廃止する旨の届出があった。

上記の処分は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後の町及び字		左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域			
町	字	町	字	地 番	
か た つ		北 間 町	ト	1~11、12の2、113の4~113の9、113の12~113の15、116の2、117の2、118の2、119の2、120の2、121の2、122の2、127、128	
		湊2丁目		63	
		須 崎 町	イ	79の9	
			ロ	56の3、57の4、58、60の1、63の1、64、65の1、65の2、66の2、67の1、68、70~72、73の1、74、76、77、79~81、83、84の1、84の	



				2、85の1、85の2、86、87、88の1、90、91、92の1、92の2、94の1、106の1、106の5
湊2丁目		北間町	ト	115の2

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

石川県告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、七尾市長から次のとおり同市の区域内の町及び字の区域を変更する旨の届出があった。

平成21年2月17日

石川県知事 谷本正憲

変更後の町及び字		左の区域に編入される区域
町	字	
大田町	111	大田町111部40、41、43、46、48の各地先公有水面埋立地 大田町111部43の地先公有水面埋立地 大田町111部45の地先公有水面埋立地

石川県告示第72号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成21年2月17日

石川県知事 谷本正憲

1 指定する区域

能美市湯谷町ホ18番1の一部ほか別図に示す区域

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第18条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図

